

お取引様 各位

災害等における折込広告取扱いの免責について

平素より弊社業務に多大なるご協力ご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて災害被災地に新聞発行本社、折込会社、新聞販売店がある場合、ライフラインや交通網が寸断したり、建物、機器等が被害を受けるなどして折り込み業務の停止や折り込み中止の手配ができない事態が発生することが考えられます。また、感染症の発生やその他不測の事態が発生した場合にも同様の事態も考えられます。

以上のことから、災害等が発生した場合には「災害等における折り込み取扱いの免責」を適用させていただきます。

◆適用となる災害

地震、風水害、大雪、火災・山林火災、土砂崩れ、放射能汚染、災害にともなう交通規制・避難勧告、ライフラインや通信網の遮断、新型インフルエンザなどの感染症の発生、その他不測の事態

◆災害等における折り込み取扱いの免責について

上期の事態が発生した場合、業務遂行に最大限努力しますが、ご要望にお応えできないことも考えられます。広告主様ならび関係者様にはご迷惑をおかけすることになりますが、その場合は責任の免除をお願いすることになりますので、あらかじめご理解の上お申し添えいただけますようお願い申し上げます。

災害等にあたり、関係各社は新聞および折込広告を読者へお届けできるように最大限の努力をいたしますが業務に携わるすべての人の安全を最優先とさせていただきます。

岩手日日新聞社販売局 折込センター
〒021-8687 岩手県一関市東台 14-37
電話 0191-26-5112 FAX0191-26-5822